

< 参考資料 >

原子炉施設保安規定の変更認可申請の主な内容

- 1 . 原子力発電施設に対する保全活動の充実について
 - ・ 保全活動管理指標^{*1}を設け、点検・補修等の方法や頻度の妥当性を確認
 - ・ 最新の技術的知見や運転経験等を踏まえ、点検・補修等の方法や頻度の妥当性を評価するとともに、点検計画の見直しを定期的を実施
 - ・ 地震等の影響により長期間停止しているプラントについて、設備や機器の状態を考慮した特別な保全計画を策定
- 2 . 高経年化対策等の強化について
 - ・ 30 年を超えて運転するプラントにおける高経年化技術評価^{*2}の実施および長期保守管理方針^{*3}の策定
- 3 . 原子炉毎の運転期間の設定について
 - ・ 原子炉ごとの運転期間を設定
(省令施行時は、全ての原子炉の運転期間を 13 ヶ月に設定)
 - ・ 原子炉の起動から停止までの期間にわたり、炉心の安全性評価結果が制限値を満足していることを確認

以 上

* 1 保全活動管理指標

保全の有効性を合理的かつ客観的に評価し、保全を継続的に改善するための、原子炉施設の機能の健全性に係る指標。

* 2 高経年化技術評価

原子炉の運転を開始した日以降 30 年を経過するまでに、原子炉施設の主な機器・構築物に想定される経年劣化について最新の技術的知見や運転経験を踏まえた技術評価を行い、追加的な保全策を抽出すること。

* 3 長期保守管理方針

高経年化技術評価にもとづく 10 年間の保守管理方針。